

奈良県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

名 称	所 在 地
医療法人藤井会香芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇〇番三